

山口市オオキンケイギク駆除資材の支給及び貸出しに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるオオキンケイギクの駆除資材を支給及び貸出しすることにより、オオキンケイギクの生息地の拡大防止及びオオキンケイギクに対する市民意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 草抜き機 根元付近の土を耕すことにより駆除を行う資材で通常片手で扱うことのできる機具をいう
- (2) 熊手 根元付近の土地を耕すことにより駆除を行う資材で刃部が横に広く分かれており、通常片手で扱うことのできる機具をいう
- (3) 鋤^{くわ} 根元付近の土地を耕すことにより駆除を行う資材で、刃部が横に広く分かれており、通常両手で扱う機具をいう

(支給又は貸出しする物品)

第3条 草抜き機は支給し、熊手及び鋤^{くわ}は貸出しとする。

(支給及び貸出しの対象)

第4条 駆除資材を支給及び貸出しする対象は、市内に存する自己の所有地又は自治会等の行事において、オオキンケイギクの駆除を行おうとする者とする。

(申請)

第5条 駆除資材の支給及び貸出しを受けようとする者は、オオキンケイギク駆除資材使用申請書(別記様式)を市長に提出し、駆除資材の支給及び貸出しを受けるものとする。

(貸出期間)

第6条 駆除資材の貸出期間は、貸出しを受けた日から7日以内とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(利用制限)

第7条 駆除資材の支給及び貸出しを受ける回数は、1年度につき1世帯(団体)1回までとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(支給及び貸出しの数)

第8条 駆除資材の支給及び貸出しの数は以下のとおりとする。

- (1) 草抜き機 駆除作業に従事する人数分
- (2) 熊手 1回の申請につき5本以内
- (3) 鋤^{くわ} 1回の申請につき3本以内

(使用料)

第9条 駆除資材の支給及び貸出しは、無料とする。

(借受者の責務)

第10条 駆除資材の貸出しを受けたもの(以下「借受者」という。)は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (1) 駆除資材を善良な管理者の注意義務をもって管理すること（使用上の注意事項の厳守も含む）。
 - (2) 駆除資材をオオキンケイギクの駆除以外に使用しないこと。
 - (3) 駆除資材の権利を譲渡し、又は駆除資材を転貸しないこと。
 - (4) 駆除資材を滅失又はき損しないよう使用すること。
 - (5) 駆除資材を使用した後は、清掃すること。
 - (6) 貸出期間を厳守すること。
 - (7) その他市長が指示した事項
- (返還)

第11条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに貸し出された駆除資材を市に返還しなければならない。

- (1) 貸出期間が経過したとき。
 - (2) 第4条に規定する貸出しの要件を満たさなくなったとき。
- (損害賠償)

第12条 借受者の責めに帰すべき理由により、駆除資材を損傷し、又は滅失したときは、借受者は、市長が相当と認める額を弁償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

2 駆除資材の使用により発生した損害に関して、市は一切の責任を負わないものとする。

(市長の指示)

第13条 市長は、借受者に対し、駆除資材の支給及び貸出しについて必要な指示をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。